

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成24年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 平成24年度災害廃棄物（宮古地区内仮設焼却炉処理焼却灰等）運搬業務 8,754トン（主灰7,416トン、飛灰1,338トン）
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所 宮古地区内仮設焼却炉（宮古市）からいわてクリーンセンター（奥州市）までの間
- (5) 入札方法 入札金額は、1トン当たりの単価で記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号に掲げる要件に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、再生手続開始又は更生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出の日（以下「申請日」という。）から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、申請日現在において当該措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (6) 役員等（個人である場合にあってはその者、法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 1(1)の業務に使用する車両が入札説明書及び業務仕様書で示す仕様に適合すること。
- (8) 法第7条第1項の一般廃棄物処理業の許可若しくは同法第14条第1項の産業廃棄物処理業の許可（燃え殻又はばいじん）を有していること。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県環境生活部資源循環推進課災害廃棄物処理技術担当 電話番号019-629-6940（入札説明書は、平成24年2月24日から同年3月8日までの日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで交付する。なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年3月23日午後1時30分 岩手県庁13階P-1会議室（入札書を郵送する方法によ

り入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成24年3月23日午前9時までに(1)の場所に到達するように送付すること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額に業務委託仕様書記載の運搬予定数量を乗じた額の100分の105に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、申請書を平成24年3月8日午後5時までの休日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない(申請書を郵送する方法により提出しようとする場合は、書留郵便により、平成24年3月8日午後5時までに3(1)の場所に到達するように送付すること。)。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す入札参加資格を有すると認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 調達手続の停止 平成24年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Disaster waste (incinerator ash in the Miyako temporary incinerator) transport in 2012 8,754 tons  
(7,416 tons of the bottom ash, 1,338 tons of fly ash)
- (2) Time-limit of tender:  
1:30 p.m., 23, March, 2012 (by mail tenders must be submitted by 9:00 a.m., 23, March, 2012)
- (3) Contact point for the notice:  
Resources and Recycling Division, Department of Environment and Residential Life, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaru, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL019-629-6940